

高額療養費制度(限度額適用認定証)について

70歳未満の方は、加入されている医療保険の保険者に事前の申請を行うことにより、窓口での支払い金額が月単位で一定の限度額までとなります。(「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を使用せずに、お支払いされた場合は、保険者に還付請求することができます。)

ただし、この制度で対象となるものは、医療費の保険給付分に限り、室料差額、病衣代、食事代などは含まれませんのでご注意ください。

また、医療費が自己負担額の限度を超えない場合も適用されません。

入院が長期になる方、お支払いが高額になりそうな方は利用されることをおすすめします。

(手続き)

加入されている医療保険の保険者に事前の申請を行い、保険者から発行される「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受付に提示してください。支払い金額が月単位で一定の限度額までとなります。

ただし、提示が遅れた場合は適用できない場合があります。

なお、事前の申請に必要な手続きや転院した時の取り扱いなど、ご不明な点がございましたら、加入されている医療保険の保険者までお問い合わせください。